

報告第 16 号

平成 25 年度三重県伊賀市健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度三重県伊賀市の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成 26 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄